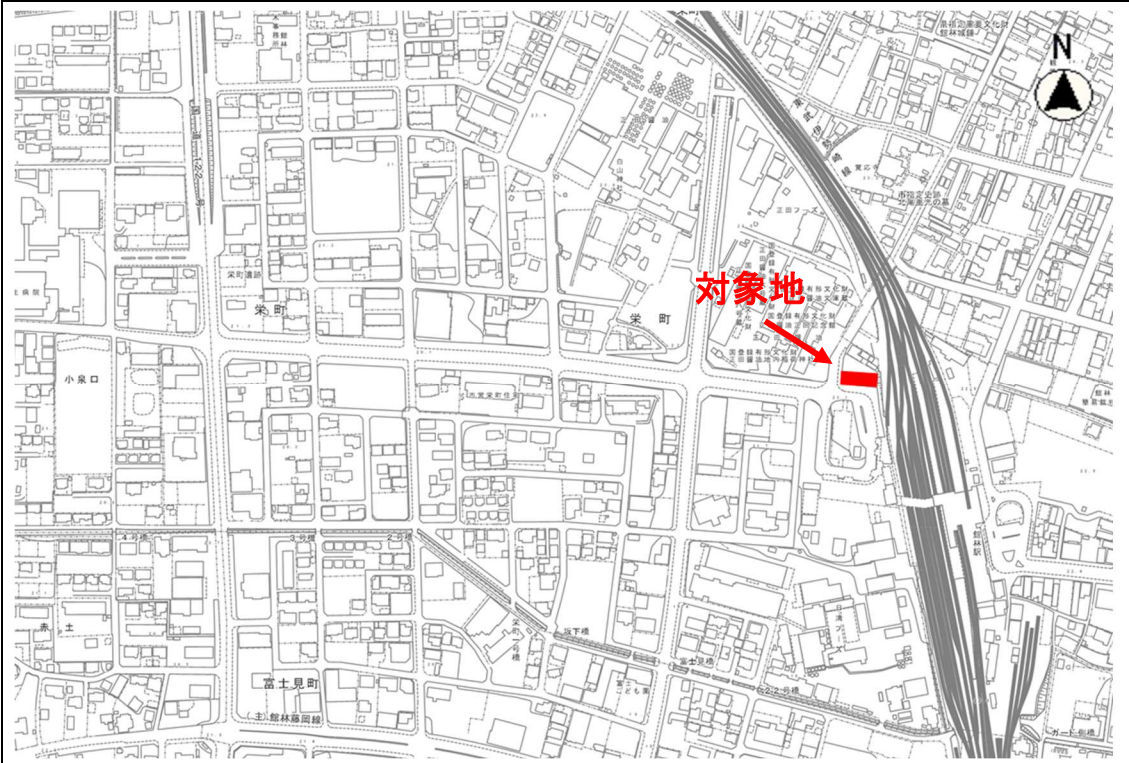


物 件 調 書

					貸付		
館林都市計画事業西部第一中土地区画整理事業施行地区内							
従前の土地					仮換地		
所在	地番	地目	登記地積	基準地積	街区・符号	地積	
栄町	460の一部	雑種地	2,038	489.66	30街区1	493.01 m ² (約 149.14 坪)	
	1959-2の一部	宅地	800	296.02			
	1974の一部	雑種地	687	148.04			
	1975-2の一部	宅地	311.53	54.31			
※登記地積：土地登記簿の表題部に記載された地番全体の面積							
※基準地積：従前の土地のうち、仮換地の対象となる面積							
貸付形態 及び形状	換地地積による現状有姿貸付			館林市立地適正化 計画で定める区域	居住誘導区域内 都市機能誘導区域内		
接面道路	西側及び南側舗装市道に接面						
供給処理施設	種類	状況	主な問い合わせ先				
	電気	有	東京電力エナジーパートナー(株) 0120-99-5221				
	上水道	有	群馬東部水道企業団 工務課 0276-45-2733				
	下水道	有	下水道課 管理係 0276-47-5159				
	都市ガス	有	館林ガス(株) 0276-72-4434				
※供給処理施設については、接面道路に配管や配線がある土地は「有」、ない土地は「無」と記載しています。引込可能かどうか等の詳細は各供給処理機関にお問い合わせください。							
法令に基づく 制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域（準工業地域）				
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
	その他制限	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）					
洪水ハザードマップにおける物件の所在地	館林市ホームページの洪水ハザードマップを参照						
公共施設 (直線距離)	館林市役所		物件の 東方約	1.4 km			
	館林市立第一小学校		物件の 北東方約	0.9 km			
	館林市立第一中学校		物件の 北東方約	1.1 km			
公共交通 (直線距離)	鉄道：東武伊勢崎線「館林」		物件の 南方約	0.1 km			
	バス：多々良巡回線「館林駅西口」		物件の 南方約	0.1 km			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を建築するに当たっては土地区画整合法、都市計画法、建築基準法及び県、市の条例等による手続き等が必要になる場合がありますので、事前に関係各所へご確認ください。 ・物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査及び越境物等の調査は行っていません。必要な場合は、借受人ご自身の費用負担と責任において行ってください。上記の結果、地盤改良などの必要性が認められた場合であっても市は責任を負いません。 ・電気、上下水道及びガス等の引込み手続き及び費用負担は借受人が行ってください。 ・敷地内に先方柱（設置費用は借受人の負担）が必要となる場合があります。 ・間口：約15m、奥行：約32m 						

位置図



画地図

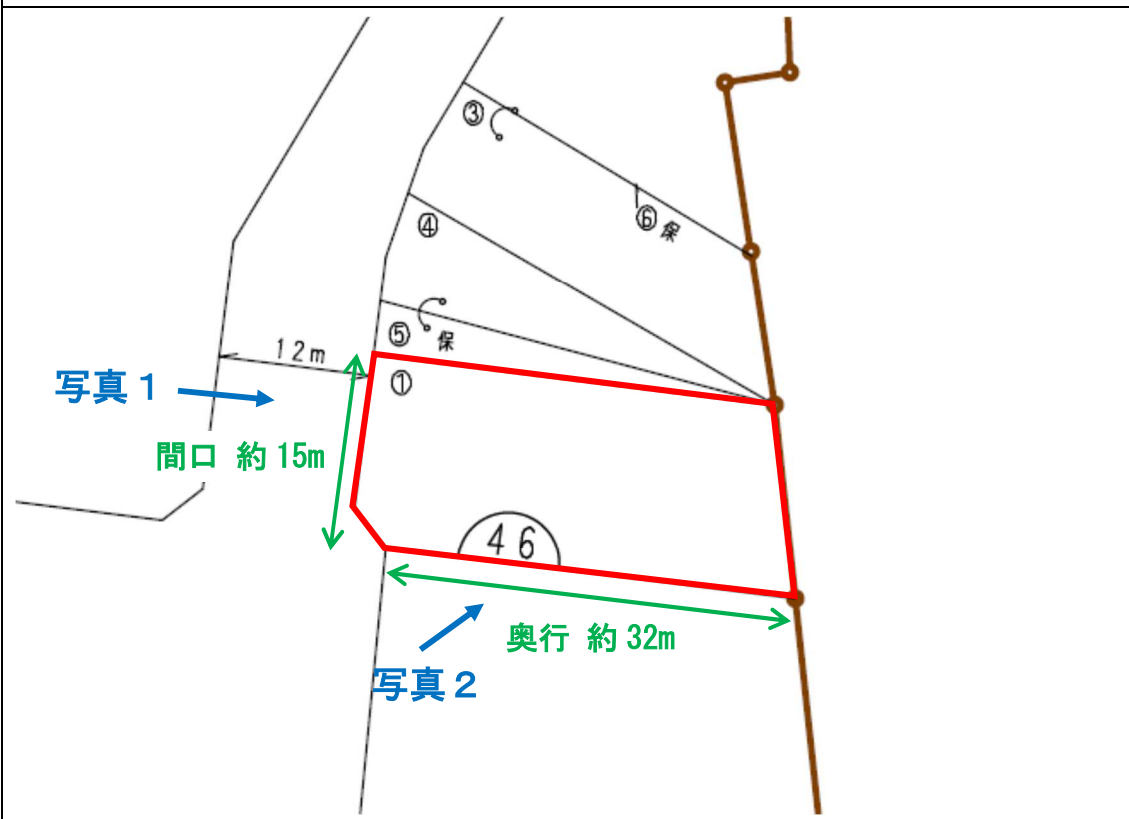


写真 1



写真 2

